

2008年10月30日  
明治大学ボランティアセンター

## ボランティア情報の取扱いに関するガイドライン

ボランティアセンターでは、ボランティアを教育的側面からの学生の自立支援及び社会・地域貢献活動の重要な一分野として位置付けていることから、公益性・公共性が高く、大学生が行う取組みとして有益で、受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動の情報を学生に提供する。

ただし、以下の項目に該当する団体及び活動の情報は、ボランティアセンターでは、取り扱わないこととする。

### 1 受入れできない団体

- (1) 反社会的、政治的、宗教的活動を主な目的とする団体
- (2) 法律に違反する活動を行なう団体
- (3) 公序良俗に反する活動を行なう団体
- (4) 特定の主張を広める活動及び組織の拡大のみを目指す団体
- (5) 大学生が行なう取組みとして、不相当と判断される活動を行なう団体

### 2 情報を取扱いできない活動

- (1) 資格を要する活動（運転免許、保育、介護等）
- (2) 営利を目的とする活動
- (3) 第三者に損害または不利益を与えたり、第三者を誹謗中傷したりする活動
- (4) 情報が虚偽または誇大で責任体制が明確でない活動
- (5) ボランティア活動に必要な保険に加入していない活動
- (6) 大学生が行なう取組みとして、不相当と判断される活動

### 3 ボランティア情報提供の受入団体及び取扱情報の選定

上記項目において判断できない場合については、明治大学ボランティアセンター運営委員会において判断することとする。

以上